

政務活動先進事例調査報告書

下記のとおり、先例事例調査を行いましたので、宍粟市議会政務活動費の使途に関する要領第 6 (7) の規定により報告します。

記

1. 視察年月日 平成 28 年 11 月 2 日 (水)
2. 視 察 先 愛知県新城市
3. 出席委員 政策研究グループ「グローバルしろう」飯田吉則・大畑利明・鈴木浩之
4. 事 務 局 なし
5. 視察先又は研修先基本情報

		宍粟市	愛知県 新城市		
概要	H27国勢調査 人口	37,792	47,150		
	H27国勢調査 世帯数	12,736	16,438		
	H27国勢調査 面積(K㎡)	658.54	499.23		
	合併年月日等	H17.4.1 4町	H17.10.1 1市1町1村		
H26年度 財政指標	標準財政規模(千円)	15,400,513	14,742,089		
	財政力指数	0.36	0.61		
	経常収支比率(%)	90.5	89.8		
	実質公債費比率(%)	15.1	7.0		
議会概要	議員数(人)	18	18		
	議長月額報酬(千円)	448	489		
	副議長月額報酬(千円)	370	409		
	議員月額報酬(千円)	346	372		
	政務活動費(年額)(千円)	180	150		
	議会基本条例制定時期	H23.4.1	H23.10.1		

6. 調査・研修概要

調査先 又は 研修先	愛知県新城市	場所	新城市役所
調査のテーマ	新城の若者総合政策、若者議会		
視察目的	・若者条例（「若者が活躍できるまち」にするための政策）制定の経緯や若い世代の参画について、実際の活動の様子を調査		
実施日	平成 28 年 11 月 2 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分		
対応者職名	下江 市議会議長、森 企画部まちづくり推進課若者政策係長		
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ・若者条例制定の経緯は、穂積市長の 3 期目の公約で若者政策が掲げられたこと。さらに、消滅可能性都市のひとつであることや、少子高齢化によるシルバーデモクラシーなども若者政策に踏み切る要因になっている。 ・若者政策の初期段階は、「若者政策ワーキング」を立ち上げ、高校生、大学生、社会人、若手職員の 19 名が、一年間 21 回に亘る会議を重ね、若者政策について議論を行った。 ・ワーキングでは、若者が活躍し住みたくなるまちなどをテーマにワークショップとまちを巡るバスツアーなどを行った。 ・若者たちから自主的に「大臣制」という提案があり、若者政策ワーキングは、6 つのグループに分かれて議論を重ね、若者観、若者目線による 6 事業を市長に答申した。 ・その後、持続的に若者政策を発展させるため、若者議会及び若者政策を条例化する意見が出され、若者条例、若者議会条例として、平成 26 年 12 月議会で可決成立している。 ・若者議会は、平成 27 年度にスタート。若者議会の仕事は、政策を作り市長に答申をするというもので、定員 20 名、1 年任期、年齢 16 歳から 29 歳で構成されている。議員報酬は、3,000 円/回、若者が政策提案するための予算枠は、1 千万円である。 ・平成 28 年度、第 2 期若者議会は、5 月から 11 月までの間に 12 回の議会（内 3 回は、議場を使って行われている。）が行われ、11 月 2 日若者議会は、今年度の答申を市長に提出した。 		
主な質疑等	<ul style="list-style-type: none"> ・若者議会など、若い世代の参画について、条例制定の経緯、実際の活動の様子や成果、また課題について ・若者議会への諮問事項は、どのようにして決定されているのか、行政・市議会と若者議会の関係性について 		
現状における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若者議会は、行政の専門的な知識を持たずに政策議論がされるため、行政側との調整などが課題となっている。 ・1 年任期のため、PDCA サイクルをどうつくっていくかが課題である。 		

考 察	<ul style="list-style-type: none"> ・若者議会の使命、役割は、政策をつくること。5月から半年間をかけて、若者たちが若者目線で政策を考え市長に提案。 「医療費削減のために消費カロリーが高いバブルサッカーのイベントを企画」したり、「高齢者にお喋りチケットを配布し、一枚につき一時間若者と話が出る。終わったらチケットを若者に渡し、地域通貨に変えることが出来る。高齢者と若者の交流を狙った事業」など、第1期若者議会のメンバーが作り上げた6事業が、平成28年度から動き出していた。 ・若者の想いや意見をカタチにしている。真に「若者が活躍できるまち」の政策であり、若者が考え、決定したことで、若者自身が成長することで、周囲にも影響を与え、実際に街が変わるといふ、本当の意味の若者参画、若者によるまちづくり政策が実践されている。 ・また、若者政策において、重要なことは実際の予算をつけて若者に意思決定権を与えていることである。 <p>消滅可能性都市や少子高齢化によるシルバーデモクラシーの観点から、宍粟市における若者政策・若者議会を政策として検討いく必要があると強く感じる若者施策であった。</p>
--------	---

7. 参加者の所感

【飯田吉則】

人口減少非常事態を表明した宍粟市において、特に顕著に流出が見られるのが18歳から35歳の若い世代であることは周知の事実である。新城市では、この世代、つまり高校生からの若い世代にまちの活性化を図る施策を提案させ実行に移す仕組みを、条令で定めているのである。わが市でも様々な協議会や審議会、委員会がもたれているが、10代、20代の若者の参加は見受けられない。若者にまちの将来や活性化を考えて実行する機会を与え、当事者意識を持たせることが、このまちで生きていく事に前向きになれるのではないかと。

また、地域自治区制をとられ、職員の中で意欲のある人(109人)が、地域活動支援員としてサポート役を買って出ておられた。行政主導ではなく地域主導で地区課題に対処できるように方向づける事が必要であるとあらためて感じた。

【大畑利明】

若者の定住は、雇用の場の確保や子育て世代への直接的な投資を増やすことと考えてきた。しかし、本当の意味で若者が定住する政策は、若者の想いや意見をカタチにしていくことだと感じた。

若者たちが、自分たちの住むまちを自分たちの参画と協働の力で変革していくためには、実際に予算をつけて、若者に意思決定権を与えていくことが重要である。

若者政策だけでなく、地域自治区制度にも関心を持った。市民が参画、協働する仕組みとして、10地域自治区に、地域協議会と自治振興事務所が設置され、一地区一千万円の予算枠で市民主体のまちづくりが展開されている。宍粟市として検討すべき内容である。

【鈴木浩之】

新城市においては、若者を16歳から29歳と定義した上で、その層の意見をまちづくりに反映していこうという姿勢が見られた。若者議会に参加している若者が、自分たち、自分たちの活動を誇りに思っていることが最大の成果であるように思う。一方、宍粟市において、若者の定住策や子育て

て支援策を検討する際、どこまで当事者の意見を聞こうとしているのか常に疑問が残る。市民アンケート、パブリックコメント、付属機関の公募委員、タウンミーティングの参加者など、現状では自治会役員、各種団体の長など、どうしても高齢者層の意見が前面に出てしまう傾向があり、世代間バランスが不均衡である。市役所の若手職員、高校生、市外の大学や専門学校に通う学生、子育て中の若者など当事者の悩みやまちづくりについての意見を聞く機会、意見を表明できる機会の創出が急務である。

8. 視察研修の状況



以上